

平成31年(ラ)第48号

抗告人

相手方 四国電力株式会社

令和元年6月28日

即時抗告準備書面(2)

(避難について)

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士 田代 健

同弁護士 松繁 明

同弁護士 川本 賢一

同弁護士 水野 絵里奈

同弁護士 河本 豊彦

同弁護士 井家 武男

目 次

第 1	「原決定の誤り—5層の防護に反する」について.....	1
第 2	「原決定の誤り—島の避難困難性を無視」について.....	6
1	「「全国規模のあらゆる支援」は根拠にならない」について.....	6
2	「自治体が直ちに避難所を開設することの困難さ」について.....	11
第 3	「原決定の判断の脱漏—安定ヨウ素剤の備蓄・配布」について	17

抗告人らは、平成31年4月12日付けの「抗告理由書4（避難について）」（以下、本書面において「抗告理由書4」という。）において、原決定のうち第6の5「避難計画等（争点5）」（285頁以下）における判断が不当であるとして、原決定を繆々批判する。

しかしながら、抗告理由書4における抗告人らの主張は、要するに、①深層防護における第5層（避難計画）が欠如していれば、それだけで原子力利用の安全が確保されていないといえ、②原子力災害対策重点区域外に居住する抗告人らを対象とする詳細な避難計画は策定されていないから、抗告人らには人格権侵害の具体的危険がある、というものであるところ、これらはいずれも原審での主張の繰り返しや原決定に対する不満を述べるものに過ぎない。したがって、かかる抗告人らの主張に理由のないことは、原審債務者準備書面（1）、同補充書（1）及び同補充書（2）で述べたとおりであるが、以下では、念のため、改めて抗告理由書4における抗告人らの主張に対し、必要な範囲で反論を行う。

第1 「原決定の誤り—5層の防護に反する」について

抗告人らは、「第5層の欠如は原子力利用の安全が確保されていないといえ、抗告人らの人格権侵害の具体的な危険があることになる」旨主張し、原決定が「本件原子炉の有する危険性は、その相当程度が管理され、社会通念上容認できる水準以下にあるから、相対的安全性を有すると認められる。したがって、本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することが疎明されたとはいえないから、具体的危険性が存在することを前提とする債権者らの上記主張を採用することはできない。」（原決定311頁）と判示したことを批判する（抗告理由書4第2（4～20頁））。

しかしながら、原審債務者準備書面（1）の補充書（1）1（1～3頁）で述べたとおり、深層防護の考え方と、人格権の侵害を根拠とする差止請求が認められるための「具体的危険性」の判断とは異なるものであるから、原告らの主張には理由がない。

すなわち、深層防護の考え方の基礎には、「各防護階層の独立性」という発想があり、これは、異常や事故の発生・拡大を防止し、その影響を低減するため多段的な対策を立案するにあたって、あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策が奏功せず、後続の対策には期待できないとの前提を無条件に置くもので、こうした無条件の前提を置くことにより、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となるようにしている。

一方、本件仮処分における究極的な争点は、本件3号機の運転によって原告らの人格権が侵害される「具体的危険性」があるか否かであり、かかる具体的危険性の有無を判断するに当たっては、深層防護の各段階における対策が奏功しないことの蓋然性が正面から問われることになる。

この点、相手方は、本件3号機について、福島第一原子力発電所事故が津波という共通要因による故障の発生によって引き起こされたことに鑑み、共通要因故障の原因となり得る自然現象等への考慮を手厚くするという観点から、地震、津波等の自然現象についてより余裕を持たせた評価を行ってその対策を講じるとともに、自然現象以外の事象で共通要因故障の原因となり得る火災、溢水等に対する考慮を強化するなどして安全確保対策の信頼性を高めている（原審答弁書「債務者の主張」第10の3(1)（261～263頁））。加えて、万が一、事故防止に係る安全確保対策が奏功せず、重大事故等が発生した場合においても、本件3号機の安全性を確保することができるよう、炉心の著しい損傷を防止するための対策（すなわち、従来の原子炉を「止め

る」「冷やす」機能を強化する対策），炉心が著しい損傷に至る場合であっても原子炉格納容器の破損を防止するための対策（すなわち，従来の放射性物質を「閉じ込める」機能を強化する対策）等を講じることにより安全確保対策を強化しており（原審答弁書「債務者の主張」第10の3(2)（263～276頁）），本件3号機から放射性物質が異常に大量に放出され，周辺住民等の避難が必要となる事態に陥ることは，まず考えられないのである。

抗告人らの主張は，こうした相手方の対策が全て奏功せずに原子炉格納容器が破損し，放射性物質が大量に放出されるという事態を，その蓋然性を問うことなく当然の前提とした上で，第5層の防護階層（避難計画），すなわち原子力防災対策の合理性，実効性の有無のみによって，人格権侵害の「具体的危険性」の有無を判断するよう求めるものであり，およそ合理的ではなく，理由がない。

こうした相手方の主張が妥当であることは，「深層防護の考え方により，第5層の避難計画の合理性，実効性が求められることになるとしても，その前提として，第4層までの防護レベルが機能せず，過酷事故が発生し，債権者らの人格権侵害の危険性が存在していることを当然に推認，擬制することまでが求められるものではないというべきである。」と原決定が判示するところであるし（原決定312頁），また，他の裁判例をみても，

- ・同様に人格権に基づく本件3号機の運転差止めの是非が争われた別の事件において，大分地方裁判所が，「住民避難計画の合理性」の争点につき，「本件原発の有する危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理され客観的に見て安全性に欠けるところがないといえ，その運転等によって放射性物質が債権者らの居住地域を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することの疎明はないから，この具体的危険が存在することを前提とす

る債権者らの主張を認めることはできない。したがって、大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない」と判示していること（乙449（313頁））

・人格権に基づく妨害予防請求として他の原子力発電所に対する運転差止めの是非が争われた訴訟において、名古屋高等裁判所金沢支部が、「少なくとも人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。」（乙451（79頁））と判示していること

等からも明らかである。

なお、抗告人らは、「5層にあたる避難の実効性が確保されているか否かが、別途、独立して司法審査の対象となることを示している」根拠として、福岡高裁宮崎支部決定及び高松高裁決定を挙げる（抗告理由書4第2の6（1）（16～17頁））。しかしながら、抗告人らも述べるとおり、両高裁決定は、「周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉を運転等するような場合でない限り」、人格権侵害の具体的危険性は認められないとしているところ、周辺住民の避難計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法等の規定に

基づき、国や原子力規制委員会、地方公共団体等が相互に連携を図りながら策定されるものであることからすれば(図1参照、原決定292～295頁)、発電用原子炉を運転等するに当たって「周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得る」ような状況が生じることはおよそ考え難い¹。

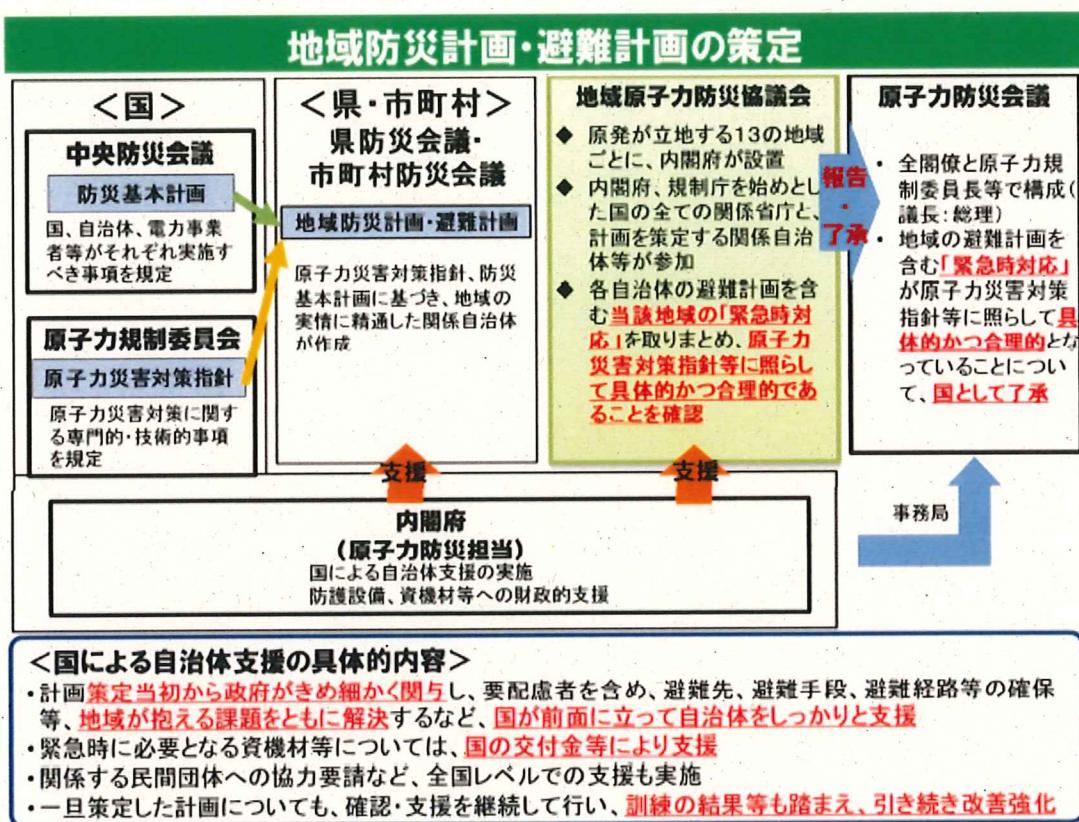


図1 避難計画の具体化・充実化支援の全体図

(乙450 (80頁))

¹ 実際、福岡高裁宮崎支部決定及び高松高裁決定は、いずれも、「本件避難計画等の内容等からして」、原子炉施設に「起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということはできない」と判示している。(判例時報2290号・147頁、乙452 (379頁))

以上に述べたとおり、第5層の防護階層（避難計画），すなわち原子力防災対策の合理性，実効性の有無のみによって、人格権侵害の「具体的危険性」の有無の判断はできないとの相手方の主張は、本件が人格権に基づく民事差止請求であることの当然の帰結であるし、抗告人らの挙げる両高裁決定についても、「周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得る」という現実的には考え難い条件を掲げていることからすれば、避難計画について、他の防護レベルの対策と同等に司法審査の対象としているとは言い難いことは明らかであるから、抗告人らの主張には理由がない。

第2 「原決定の誤り一島の避難困難性を無視」について

1 「全国規模のあらゆる支援」は根拠にならないについて

(1) 抗告人らは、原決定が「自治体レベルでの対応が困難な事態に至った場合には、原子力災害対策本部の調整により、必要に応じ全国の実働組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が実施されることとなっており、政府を挙げて、その時々の状況に応じた、全国規模のあらゆる支援が実施されることとなっている（乙88・144頁以下）」（原決定311頁）と判示したことに対し、「乙88は、本件発電所周辺の30km圏内（UPZ²圏内）の避難計画について検討した資料であり、「抗告人らの居住する島からの避難を検討したものではない」から、UPZ圏外に居住する抗告人らを対象とする「全国規模のあらゆる支援」は期待できない旨主張する（抗告理由書4第3の2(1)(21～23頁)）。

² UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) とは、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急防護措置を準備する区域であり、原子力施設から概ね半径5～30kmを目安とする。

しかしながら、抗告人らの主張は、国や自治体等の法的責務を何ら考慮することなく、まさに乙88の文字面等だけを根拠とするものであつて、失当というよりほかない。

抗告人らの指摘するとおり、乙88（伊方地域の緊急時対応）は、基本的には、法的に策定が義務付けられているUPZ圏内の住民の避難計画であるが、そもそも乙88において自治体レベルでの対応が困難な事態に至った場合に、原子力災害対策本部の調整により、必要に応じ全国の実働組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が実施されると明記されているのは（乙88（144頁以下）），原子力災害対策特別措置法20条等に基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の権限に基づくものであるところ、同法が保護の対象としているのは、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」（同法1条）という同法の目的からも明らかなどおり、UPZ圏内の住民に限られるものではない。そして、現に、後記(2)及び2(1)でも指摘するとおり、放射性物質が飛散する事態に至った場合に避難等を要するか否かについては、UPZの圏内であるか圏外であるかを問わず、同じ基準に基づいて判断されるのであり、このことからも、「全国規模のあらゆる支援」の対象が、決してUPZ圏内の住民に限られるものではないことは明らかである。

したがって、仮に、本件3号機において重大事故が発生し、UPZ圏外において、万が一、全国の実働組織による支援が必要となるような場合には、当然、原子力災害対策本部の調整により、UPZの圏内であるか圏外であるかを問わず、適切な対応が図られることとなっているのであるから、抗告人らの主張は失当というよりほかない。

また、仮に、抗告人らの主張が、UPZ圏外を対象とする避難計画の策定を求めるものであるとすれば、かかる主張は実質的にUPZの範囲を30km圏外に拡げるよう求めるものと同義であるところ、原審債務者準備書面(1)の補充書(1)3(5~8頁)及び補充書(2)第2の1(2)(24~27頁)等で詳細に述べたとおり、UPZの範囲は合理的な考えに基づいて定められた妥当なものであって、これを単純に拡大することは、有限な放射線防護のための人的・物的資源を分散させ、かえって全体の防護措置の実効性を低減させる可能性が高まるのであるから、いずれにしても抗告人らの主張には理由がないことを付言しておく。

(2) 抗告人らは、福島第一原子力発電所事故時の双葉病院や請戸の浜の避難事例を挙げて、原子力事故発生時に「全国規模のあらゆる支援」は機能しないかのように主張する(抗告理由書4第3の2(2)(23~25頁))。

そもそも、抗告人らはUPZ圏外に居住しているのであるから、福島第一原子力発電所から約4.5kmに位置する双葉病院の患者等や約7kmに位置する請戸の浜の住民の避難の困難さを主張することに意味があるとは思えないが、その点を措くとしても、抗告人らの主張は、現在の避難計画の基本的な考え方を理解しないものであり、失当である。

抗告人らの指摘するとおり、福島第一原子力発電所事故の際には、福島第一原子力発電所から20km圏内を一律に避難の対象とするなど「国や県の避難指示が適切でなく、病院などでは重篤患者も含めて緊急避難が実施された結果、多くの避難に伴う犠牲者を出してしまったことから(乙248(3~4頁))、現在の避難計画においては、こうした教訓を踏まえ、原審債務者準備書面(1)の補充書(2)第1の4(1)~(4)(5~16頁)で述べたとおり、原子力施設の状況に応じて防護措置の

実施を判断する基準（緊急時活動レベル、E A L³），放射線モニタリングなどで計測された値に応じて防護措置の実施を判断する基準（運用上の介入レベル、O I L⁴）及び講じる対策に応じた地域区分（原子力災害対策重点区域）が定められ，これに基づく防護措置によって，合理的に確定的影響の回避と確率的影響の低減を図ることとされている（表1参照）。

表1 緊急事態区分と原子力災害対策重点区域に応じた防護措置の流れ

緊急事態区分	発電所の状況	具体的な事象E A L	住民の行動			
			5km圏内 (PAZ)		5~30km圏内 (UPZ)	30km圏外 (UPZ外)
			要援護者	要援護者以外の住民		
① 警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない異常事象	・震度6弱以上の地震 ・大津波警報発令 ・外部電源の喪失 ・1次冷却材の漏えい 等	I 退避準備	—	—	—
② 施設敷地緊急事態（原災法10条事象）	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象	・1次冷却材の大規模漏えい+非常用炉心冷却装置のうち高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水不能 ・全交流動力電源の喪失（30分間以上） ・原子炉格納容器圧力の想定を超える事象 等	II 30km圏外へ退避	II 避難準備	—	—
③ 全面緊急事態（原災法15条事象）	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象	・1次冷却材の大規模漏えい+全ての非常用炉心冷却装置の注入不能 ・全交流動力電源の喪失（1時間以上） ・原子炉格納容器の設計圧力超過 等	—	III 30km圏外へ退避	III 屋内退避（避難準備）	III 屋内退避の可能な旨の注意喚起
↓						
事象進展後	発電所敷地外の状況	緊急時モニタリングの結果	5km圏内 (PAZ)		30km圏外 (UPZ外) の住民	
④ 発電所外への放射性物質放出	敷地外へ放出された放射性物質の拡散により、空間放射線量率が上昇	・空間放射線量率500 μ Sv/h超過	—	—	IV 1日以内に避難	IV 1日以内に避難
		・空間放射線量率20 μ Sv/h超過	—	—	IV 1週間程度内に一時移転	IV 1週間程度内に一時移転

³ Emergency Action Level

⁴ Operational Intervention Level

I : ①警戒事態で、PAZ⁵内の要援護者⁶の避難準備を開始する。

II : ②施設敷地緊急事態で、PAZ内の要援護者は30km外への避難を実施、PAZ内の要援護者以外の住民は避難準備を開始する。

III : ③全面緊急事態で、PAZ内の要援護者以外の住民は30km外への避難を実施し、UPZ内の住民（要援護者を含む。）は屋内退避を実施する。UPZ外の住民には、必要に応じて、屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

IV : ④放射性物質が放出された場合には、各地域の放射線量が測定され、UPZ内及びUPZ外において、空間放射線量率 $500 \mu S v/h$ を超過した区域の住民は1日以内に避難を実施し、 $20 \mu S v/h$ を超過した区域の住民は、1週間程度内に一時移転を実施する。

(乙106等に基づき作成)

すなわち、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された現在の避難計画において、PAZ圏外（概ね5km圏外）で実際に避難等が必要になるのは、緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定の基準を超えたエリアに絞られる上に、避難先や避難経路は、避難計画においてエリア毎に事前に適切に検討されている（乙88（92～112頁））。したがって、全国規模の実働組織の支援が必要となる場

⁵ PAZ (Precautionary Action Zone) とは、急速に進展する事故において放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことであり、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする。

⁶ ここでは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない傷病者、入院者、乳幼児、妊娠婦等を指す。原子力災害対策指針では、「施設敷地緊急事態要避難者」と定義されている。

合があるとしても、それは、広範なエリアにおいて必要となるのではなく、基本的には避難先や避難経路等に「不測の事態」が発生した場合なのであるから（乙88（145頁）），広範なエリアにおいて避難を実施した福島第一原子力発電所事故時の事例を根拠に、仮に本件3号機において重大事故が発生した場合に「全国規模のあらゆる支援」が機能しないかのように述べる抗告人らの主張には理由がない。

また、抗告人らは、「全国規模のあらゆる支援」について、「非常事態において、全国から、果たして、抗告人らの住む島に、いつ、何人、どのような交通手段で訪れるのか」等を具体的に明らかにするよう主張する（抗告理由書4第3の2(2)（25頁））。

しかしながら、「全国規模のあらゆる支援」とは、上記で述べたとおり、そもそも、UPZ内を対象とする避難計画においても、「不測の事態」に対応するための支援体制であるところ（乙88（145頁）），その性質からして、抗告人らの指摘するような詳細な事項を事前に取り決めておくことは困難であるし、むしろ、「不測の事態」に柔軟に対応するという必要性からすれば、かえって緊急時対応の硬直性を招くことにも繋がりかねない。したがって、ましてや、UPZ内と比較して避難等の防護措置が必要となる蓋然性の低い抗告人らの居住するUPZ外を対象として、事前に「全国規模のあらゆる支援」の詳細な内容を取り決めておくことは不合理であり、これを明らかにするよう求める抗告人の主張は的を射ていない。

2 「自治体が直ちに避難所を開設することの困難さ」について

抗告人らは、「原決定は、内閣総理大臣が、自治体及び県に対して避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合には、当該自治体は、「直

ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知する」とされていること、県も「必要に応じて、あらかじめ指定された施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする」とされていること（乙321〔III-24, 25頁〕）を挙げて、抗告人らの避難に直ちに対応することが予定されているから人格権侵害の具体的危険がないと判示」したこと（原決定311～312頁）を繼々批判する（抗告理由書4第3の3（25～35頁））。

抗告人らが原決定批判の理由として掲げる主張は、そのほとんどが原審債権者ら準備書面1・2・7の補充書1第5(1)（15頁）並びに準備書面1・2・7の補充書3第2（4～7頁）及び第4（11～15頁）の繰り返しであるところ、これらに対する相手方の反論は、原審債務者準備書面（1）の補充書（1）5(1)（9～10頁）及び原審債務者準備書面（1）の補充書（2）第3の1（32～34頁）で述べたとおり、すなわち原決定が判示するとおりではあるが、以下では念のため、主張を補充しておく。

(1) 抗告人らは、UPZ外においても避難の必要性が生じる可能性があることを繼々主張する（抗告理由書4第3の3(1)（26～27頁））。

しかしながら、我が国における放射性物質に対する防護措置の考え方には、何らUPZ外において避難の必要性が生じる可能性を排除していないのであるから、抗告人らの主張は的を射ていない。

原審債務者準備書面（1）の補充書（2）第2の1(2)（24～27頁）等で繰り返し述べたとおり、我が国における放射性物質に対する防護措置においては、放射性物質が飛散する事態に至った場合に避難等を要するか否かは、UPZの圏内であるか圏外であるかを問わず、OILの基

準に基づく空間放射線量率で判断される（図2）。すなわち、UPZ外においても避難等が必要になることを前提とした上で、放射性物質に対する防護措置の基準が定められているのであり、UPZ外において避難の必要性が生じる可能性があることを縷々述べる抗告人らの主張が的を射ていないことは明らかである。

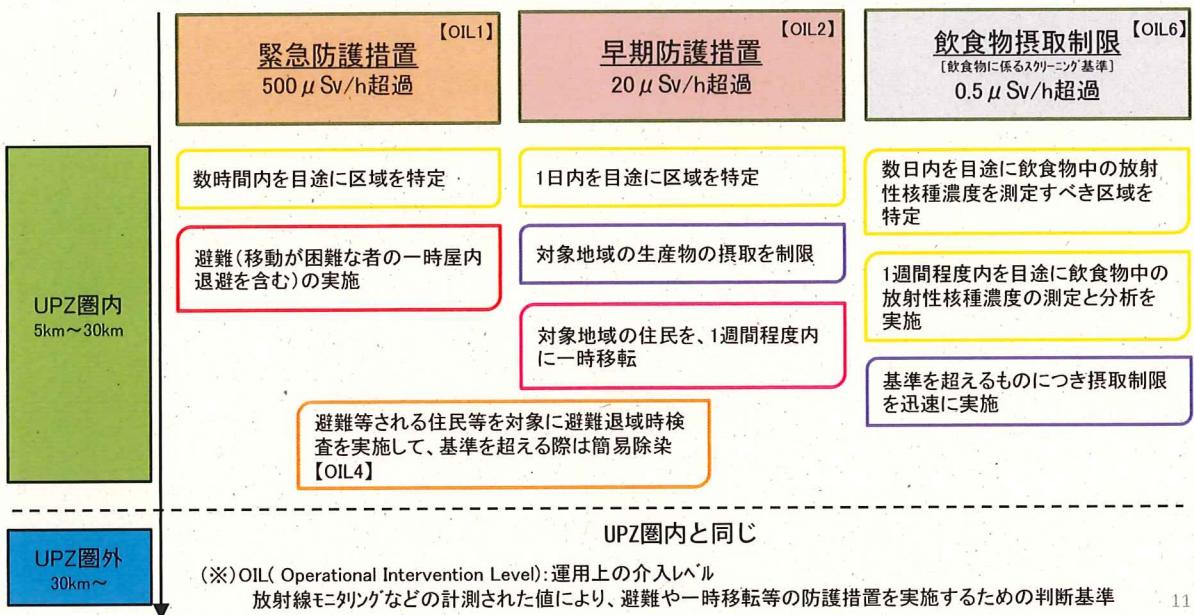


図2 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置

(乙88(11頁)から抜粋)

また、仮に、抗告人らの主張が、UPZ外において避難の必要性が生じる可能性があることを理由に、UPZの範囲を30km圏外にも拡げるべきというものであるとすれば、かかる主張が妥当でないことは、上記1(1)で述べたとおりであり、いずれにしても抗告人らの主張には理由がない。

(2) 抗告人らは、巨大地震の際には、建物倒壊による生命・身体への危険があるため、自宅で屋内退避をすることなど到底現実的ではない旨縷々主張し、鹿児島県は、そのような自宅での屋内退避を強いる避難計画の不合理性を受け止め、地震による家屋倒壊などで屋内退避が難しい場合には、別の丈夫な避難場所に移動する旨を避難計画⁷に明記したなどと述べる（抗告理由書4第3の3(3)（28～31頁））。

しかしながら、抗告人らの主張は、防災・避難計画の基本が「自宅で屋内退避をすること」に固執しているかのように述べるもので、前提を誤っており、理由がない。原審債務者準備書面（1）の補充書（1）5(1)（9～10頁）で述べたとおり、防災・避難計画の基本は、「差し迫った危険がある場合には、放射線被ばくの低減よりも生命の安全確保を図ること」であり（乙248（11頁）），仮に倒壊の恐れがあって自宅等に屋内退避できない場合には、近隣の建築物の安全が確認された避難所等に屋内退避して建物倒壊及び放射線被ばくによるリスクの低減を図ることが予定されている。したがって、そもそも、避難計画の改定された鹿児島県以外では、建物倒壊による生命・身体への危険がある場合でも「自宅での屋内退避」が基本であるかのように述べる抗告人らの主張に理由のないことは明らかである。

また、鹿児島県の避難計画の改定は、上記の防災・避難計画の基本の考え方方が具体化・明文化されたものであって、抗告人らが主張するような「自宅での屋内退避を強いる避難計画の不合理性を受け止め」てなされたものではないことは明らかであるし、そもそも鹿児島県と同様の改

⁷ 九州電力㈱の川内原子力発電所を対象とする避難計画。

定は、伊方地域の避難計画でも行われ、地震による家屋倒壊などで屋内退避が難しい場合には、別の避難場所に移動する旨が具体化・明文化されているのであるから（乙453（139頁）），これらの点においても、「自宅での屋内退避」の困難性を繰々述べる抗告人らの主張には理由がない。

(3) 抗告人らは、本件3号機において重大事故等が発生した場合に、自宅や近隣の避難所で屋内避難すること及び島から避難することは困難であり、「避難における実効性の無さを具体的に主張疎明し」た旨主張する（抗告理由書4第3の3(4)～第3の4（31～35頁））。

しかしながら、抗告人らの主張は、いずれも避難が困難となる可能性を抽象的に指摘するに過ぎないものであり、具体的な主張疎明とはいえない。

そもそも、抗告人らは、巨大地震の発生時に、自らが居住する島内に屋内退避できるような避難所を開設することは不可能であるかのように主張するが、かかる主張は、巨大地震発生時には島内ではほぼ全ての建物が倒壊ないしは倒壊の恐れがある状況に至るとの主張と同義であり、およそ現実的ではなく合理的ではない。原審債務者準備書面（1）の補充書（2）第3の1（32～34頁）で述べたとおり、各自治体は、県の支援も得ながら、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、「あらかじめ指定された施設以外の施設」を避難所として開設することも予定されているのであるから、仮に、自宅での屋内退避が困難であり、かつ事前に一般災害等の避難所として指定されている施設での屋内退避も困難である場合であっても、他の適切な施設が避難所として開設されることが予定されているのである。したがって、抗告人らの主張には理

由がない。

また、蓋然性はともかく、仮に抗告人らの主張するとおり、抗告人の居住する島内に避難可能な施設が全く存在せず、島外に避難せざるを得ない状態に至った場合で、かつ、道路の寸断や損壊、船舶が動かないこと等によって島外への避難も困難な事態に至った場合には、「政府を挙げて、その時々の状況に応じた全国規模のあらゆる支援が実施される」

(原決定311頁)中で、島外に避難するまでにある程度の時間要し、抗告人らが少量の被ばく⁸をする可能性もあり得るかもしれないが、だからといって、かかる防護措置の枠組みが合理性を失うわけではない。すなわち、原審債務者準備書面(1)の補充書(2)第3の1(32~34頁)で述べたとおり、原子力災害対策について定めている原子力災害対策指針では、緊急事態における住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものにすることが目的とされていること、また、原子力規制委員会が「100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている」との考え方を示した上で(乙27

⁸ 仮に、UPZ外において、福島第一原子力発電所事故の際に、後に計画的避難区域に指定される区域(福島第一原子力発電所から半径20km圏外)で事故直後に記録された空間放射線量率20~170μSv/hのうち、最大の値である170μSv/hの放射線量を24時間、OIL2の一時移転までの所要期間目途である1週間被ばくし続けると仮定した場合でも、被ばく線量は約28mSvに留まり、10.0mSvを大幅に下回る。なお、放射性物質の通過後は、通過の過程で地表に沈着した一部の放射性物質の影響が残るもの、短時間のうちに空間放射線量率は低下するため(原審債務者準備書面(1)の補充書(2)図1)、UPZ外において170μSv/hという高い放射線量が1週間ずっと継続するという前提はそもそも非現実的であること、また、そのような状況下で、放射線を遮るものない屋外で漫然と1週間過ごし続けるという前提も考え難いこと、さらには、福島第一原子力発電所事故においても、30km圏外の空間放射線量率は大幅に減少していること(原審債務者準備書面(1)の補充書(2)脚注13参照)等を踏まえると、UPZ外における被ばく線量は28mSvよりも大幅に減少すると考えられる。

8(3頁))，事前対策めやす線量⁹を，実効線量で100mSvの水準としていること(乙454(2頁))，国際的にも，緊急時対応の目標は，被ばくの防止ではなく，影響の緩和とされていること(乙47(14頁))，さらに，OIL2に基づく避難基準は，空間放射線量率(1時間値)が基準値($20\mu\text{Sv}/\text{h}$)を超えた時から起算して概ね1日が経過した時点でなお基準値を超えている場合に，1週間程度内に一時移転を実施する¹⁰というもので(乙106(41～42頁))，一定時間経過後の防護措置の開始を前提としていることなどを併せて考慮すれば，抗告人らが一切被ばくしないことを判断基準として，防護措置の合理性を判断することは適切ではないのである。

第3 「原決定の判断の脱漏－安定ヨウ素剤の備蓄・配布」について

抗告人らは，UPZ外においても安定ヨウ素剤の服用が必要となる蓋然性が高いにもかかわらず，抗告人らの居住する島には安定ヨウ素剤が保管されていないし，また，抗告人らは安定ヨウ素剤の事前配布も受けていないことから，本件3号機において放射性物質が放出される事故が発生した場合に，抗告人らの生命・健康が侵害される危険がある旨縷々主張する(抗告理由書4第4(36～39頁))。

そもそも，抗告人らがUPZ外において安定ヨウ素剤の服用が必要となる

⁹ 事前対策めやす線量とは，その線量を上回る被ばくの発生がないように防護戦略を策定するための，被ばく線量についての水準を表すもの。一般公衆の被ばくがその水準以下に納まるように計画を立てることにより，原子力災害対策の基本的目標である，

・重篤な確定的影響を回避又は最小化する

・確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つ

ことを確実にするための水準。なお，現行のOILに基づく防護措置を適切に講じることにより，地域住民等の公衆が受ける被ばく線量は，事前対策めやす線量を十分下回ることとなっている。(乙454(1～2頁))

¹⁰ なお，福島第一原子力発電所事故における飯舘村等の計画的避難区域では，1か月を目途に避難することとされた。

蓋然性が高いことの根拠として示すSPEEDIの試算（甲958の2）では、福島第一原子力発電所事故時における飯館村¹¹での1歳児の甲状腺等価線量積算量が100～500mSv（相手方注：実効線量に換算すると4～20mSv程度¹²）と算定されているが、当該試算は、1歳児が平成23年3月12日から4月24日までの約40日間に亘って、1日あたり24時間屋外にいるという現実的にはおよそ考え難い厳しい仮定の下で（甲958の1（2頁））算定されているものである。したがって、仮に本件3号機において福島第一原子力発電所事故と同等の重大事故が発生したとしても、抗告人らがSPEEDIの試算で算定されるような線量の被ばくをするとは考え難く、ましてや、幼児と比較して甲状腺への放射線に対する感受性が低い成人¹³（乙455（2頁表））である抗告人らが、屋内退避等の防護措置を適切に講じれば、安定ヨウ素剤の服用が必要となる蓋然性は極めて低いと考えられるのであり、抗告人らの主張は前提を誤っている。

また、その点を描いても、原審債務者準備書面（1）の補充書（2）第1の4(5)（16～18頁）及び第2の2(1)（27～30頁）で述べたとおり、安定ヨウ素剤は、服用のタイミングによってその効果が大きく異なるところ、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、UPZ外においては、安定ヨウ素剤の服用は、効果的に実施可能な防護措置

¹¹ 福島第一原子力発電所から直線距離で約28km～48km。

¹² 等価線量とは組織・臓器ごとの放射線の確率的影響のリスクを表すものであるところ、甲状腺等価線量100～500mSvを全身の放射線の確率的影響のリスクを表す実効線量に換算する場合には、0.04倍することが必要とされる。（乙455（2頁表注釈））

¹³ 40歳以上については、疫学的知見から、（妊婦等を除き）基本的には、安定ヨウ素剤服用を優先すべき対象とされていない。また、高齢者については、誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に服用の必要はないとされている。（乙456（3～4頁））

ではないと考えられており（乙107（別2-6頁）），原子力災害対策指針でも、UPZ外の地方公共団体は安定ヨウ素剤を備蓄したり，住民等に事前配布したりすることは求められていない（乙106（54～55頁））。したがって，UPZ外での安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布等を求める抗告人らの主張に理由のないことは明らかである。

さらに，抗告人らの主張が，UPZの範囲を，本件3号機において重大事故等が発生した場合に，放射性物質が飛散する可能性のある区域全てに拡大した上で，抗告人らの居住する島において安定ヨウ素剤の備蓄等を求めるものであるとするならば，かかる主張，すなわちUPZの範囲の拡大を求める主張が妥当でないことは，上記第2の1(1)等で述べたとおりであるから，いずれにしても抗告人らの主張には理由がない。

以 上